

「青森しあわせネットワーク」保証人確保支援事業実施要綱

(2026 年 7 月 7 日改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、青森県内の社会福祉法人が連携して行う社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」（以下「青森しあわせネットワーク」という。）において、賃貸住宅や社会福祉施設に入居する際や病院に入院する際に保証人が確保できない者についての債務保証を行うことにより、必要な住まいや医療の確保を支援する事業（以下「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」という。）について必要な事項を定める。

(実施主体)

第 2 条 青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業（以下「本事業」という。）の実施主体は、県社協とする。

- 2 県社協は、本事業を実施する社会福祉法人（以下「実施社会福祉法人」という。）を指定し、本事業を利用しようとする者及び本事業の利用者に対する必要な支援の業務の一部を委託できるものとする。
- 3 前項の規定により委託する業務には、必要と認められる場合に限り、債務保証に関する業務のうち保証の決定以外の業務を含むことがある。
- 4 第 2 項の実施社会福祉法人は、本事業の相談に応じ契約の支援を行うとともに、本事業の利用者の日常的な状況の把握を行うものである。
- 5 県社協は、本事業の利用者の残存動産の処分にあたり、遺品整理業者等に処分の業務を委託することがある。
- 6 県社協は、本事業の実施にあたり、本事業の利用者の合意の下に、利用者の見守りや生活支援などの活動を、支援する市民等と協働で実施することがある。

(事業の利用対象者)

第 3 条 本事業の対象者は、次の各号全てに該当する者又はその者の後見人とする。

- (1) 青森しあわせネットワークの参加社会福祉法人が運営する社会福祉施設等の利用者及び利用予定者又は参加社会福祉法人が相談支援で関わっている者で、本人の状況を定期的に、前条第 2 項の本事業の実施社会福祉法人に連絡できる状況にある者
 - (2) 継続的に家賃や福祉サービス利用料を支払うことができるが、保証人の確保が困難なために賃貸住宅や社会福祉施設に入居が困難な者又は入院に係る諸費用の支払いができるが、保証人の確保が困難なために入院することが困難な者
 - (3) 世帯の収入が住民税非課税世帯相当の者
- 2 前項の規定に関わらず、本事業を通じた支援が必要な場合、青森しあわせネットワーク公的保証人制度検討プロジェクトで検討したうえで、対象者としてすることができる。

(事業で債務保証する対象)

第4条 本事業で債務保証する対象は、青森県内にある賃貸住宅、社会福祉施設又は病院で、次の各号全てに該当する場合とする。

- (1) 県社協と債務保証の契約を締結できること
- (2) 前号の契約を締結することで、本事業の利用者が入居又は入院できること
- 2 前項の規定に関わらず、本事業を通じた支援が必要な場合、青森しあわせネットワーク公的保証人制度検討プロジェクトで検討したうえで、債務保証の対象とすることができる。
- 3 債務保証する内容は次のとおりとし、契約書に極度額の実額を記載するものとする。
 - (1) 滞納した場合の家賃等（賃料及び共益費）又は利用料等（福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費等）3か月分に相当する金額
 - (2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用合計10万円
 - (3) 滞納した場合の入院経費（医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等）30万円程度まで
- 4 前項第1号の家賃等（賃料及び共益費）については、当該市町村の住宅扶助費の月額家賃相当を目安とする。
- 5 第3項第2号の残存動産処分及び原状回復に係る費用については、敷金や一時金、又はそれに相当するお金が別途支払われている場合には、それを優先して支出し、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。
- 6 第3項第3号の入院経費については、高額療養費又は高額介護合算療養費制度を利用するものとする。
- 7 本事業で保証する金額の合計額の最高限度額は、別に定める年度予算の範囲内とする。
（利用の流れ）

第5条 本事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、次の契約を締結するものとする。

- (1) 事業で債務保証する対象となる賃貸住宅の貸主との賃貸借契約又は社会福祉施設の運営者との利用契約
- (2) 県社協との本事業利用契約（モデル様式1）
- 2 県社協は、前項で利用者が貸主と締結する賃貸住宅の契約（以下「賃貸借契約」という。）、社会福祉施設の運営者、入院しようとする病院の運営者と締結する契約（以下「入所契約等」という。）について、必要に応じて連帯保証人として契約を締結するものとする。
- 3 県社協は、第1項で利用者が契約する賃貸住宅の貸主又は社会福祉施設の運営者、入院しようとする病院の運営者と債務保証契約（モデル様式2）を締結するものとする。
- 4 利用者は、県社協に対して、利用者が死亡したことを停止条件として、①賃貸借契約や入所契約を、貸主又は社会福祉施設の運営者、入院しようとする病院の運営者との合意により解除する代理権及び②契約を解除する旨の意思表示を受領する代理権を授与する。
- 5 契約にあたっては、契約者双方について、別に定めるチェックリストに示す条件が確保されている場合に行うものである。
- 6 利用者は、第1項第2号の契約に基づき、県社協に利用料を支払うものである。

（保証の期間）

第6条 前条第1項に定める利用者と県社協の契約期間を保証期間とし、契約締結後1年以内とする。ただし、契約者双方から特段の申し出がない場合は、更新を妨げない。

(利用料)

第7条 第5条第6項に定める利用料は、県社協との1契約あたり年額2万円とし、利用者は一括して県社協に納付するものとする。

2 第4条第3項第3号の保証について、最初の契約から1年以内に再度契約する場合、前項の定めに関わらず、2回目以降の利用料は1契約あたり5千円とする。

3 利用料は、第1項の定めに関わらず、一括で納付することが困難な場合は分割して納付できるものとする。

4 契約を締結した最初の年の利用料は、契約を締結した日が属する年の12月31日までに納付を完了するものとする。

5 前項の利用料について、期限までに納付を完了することが困難であると認められる場合には、納付を猶予又は免除することができる。

6 契約を締結した翌年からの利用料は、その年の12月31日までに納付を完了するものとする。

7 納付された利用料は、契約解除や途中で退去した場合にあっても、これを返還しないものとする。

8 契約解除後1年以内に、再度契約する場合には、第1項の利用料を県社協に納付するものとする。

(契約の解除と残存動産処分)

第8条 県社協は、契約の継続に関する利用者及び利用者の地位を承継した相続人の意向が知れているときはその内容を尊重した事務処理に努めるものとする。

2 県社協は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項第2号の本事業利用契約及び同条第2項の債務保証契約を解除するものとし、各契約者宛てに通知するものである。

(1)第3条に定める利用対象者の要件を欠いたとき

(2)不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき

(3)利用者が死亡したとき

(4)利用者と県社協及び実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき

(5)前条に定める利用料の支払いがされないとき

(6)表示契約に係る物件に関して、利用者が締結する賃貸住宅の貸主との賃貸借契約又は社会福祉施設の運営者との利用契約が解除されたとき

(7)第5条で県社協が債務保証契約を締結している病院への入院が終了したとき

(8)その他、県社協が契約解除を適当と認めたとき

3 前項第3号により契約解除した際の残存動産処分について、利用者は予め県社協に委任するものとする。ただし、第4条に規定する範囲内とする。

4 第1項第4号により契約解除した際の残存動産処分について、利用者は所有権を放棄し県社協が処分することに予め同意するものとする。

5 県社協は、第1項第3号及び第4号により契約解除した際の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者本人又は利用者の地位を承継した相続人に返還するものとする。

- 6 県社協は、残置物の処理に関する利用者及び利用者の地位を承継した相続人の意向が知れているときはその内容を尊重した事務処理に努めるものとする。

(利用の条件)

第9条 本事業の利用者は、次の各号の内容を遵守しなければならない。

- (1) 第3条に定める利用対象者の要件を欠いたとき、県社協又は実施社会福祉法人に速やかに連絡すること
 - (2) 第7条に定める利用料を支払うこと
 - (3) 前条第1項(6)又は(7)に該当するとき、県社協又は実施社会福祉法人に速やかに連絡すること
 - (4) 支払うべき家賃等又は利用料等又は入院経費等を遅滞なく支払うよう努めること
- 2 本事業の利用者が契約する賃貸住宅の貸主又は社会福祉施設の運営者又は入院しようとする病院の運営者は、次の各号に該当する場合、県社協に対しその旨を通知しなければならない。
- (1) 利用者が支払うべき家賃等又は利用料等又は入院経費等が、累計で2か月分滞納したとき
 - (2) 利用者が当該物件の賃貸借契約又は当該社会福祉施設の利用契約を解除したとき又は入院が終了したとき
 - (3) 利用者が死亡したとき
 - (4) 利用者と2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき

(立ち入り)

第10条 県社協及び実施社会福祉法人は、賃貸住宅の貸主又は社会福祉施設の運営者、利用者が入院する病院の運営者の協力のもと当該物件に立ち入ることができるものとし、利用者はこれに協力するものとする。

(保証債務の弁済及び求償権について)

第11条 第4条第3項に規定する保証債務の弁済が必要となったとき、本事業の利用者が契約する賃貸住宅の貸主又は社会福祉施設の運営者又は入院しようとする病院の運営者は本事業者の利用者本人に請求するものとする。

- 2 前項に規定する保証債務の弁済が困難である場合、本事業の利用者が契約する賃貸住宅の貸主又は社会福祉施設の運営者又は入院しようとする病院の運営者は、次の各号の内容を記載し、県社協に書面で請求するものとする。
- (1) 弁済を要する債務の金額
 - (2) 弁済される債務の振込先
- 3 県社協は、前項の請求の内容を確認し、請求書を受け取ってから概ね1か月以内に保証債務を弁済するものとする。
- 4 前項の保証債務が弁済されたとき、県社協は本事業の利用者に対し求償権を行使しない。

(個人情報の保護)

第12条 本事業の実施に携わる者は、個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施に際し知り得た個人情報を本人の同意を得ずに他に漏らしてはならない。また、その職務を退い

た後及び事業の参加を終了した後も同様とする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に係る個人情報の管理については、県社協文書取扱規程及び個人情報保護規程の定めるところによるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 7 日から施行する。

- 2 施行日の属する年の12月31日に、第 7 条第 5 項の利用料の支払期間が残っている者については、翌年の12月31日までに支払を完了するものとする。

契約にあたってのチェックリスト（要綱第5条第5項関係）

No.	項 目	利用の条件		保証対象		
				賃貸住宅	施設	病院
1	費用・料金・家賃の支払い	本人又は家族や後見人等が遅滞なく行える状況であること。	利用者側の条件	○	○	○
2	損害賠償の保証	住宅又は施設又は病院が保険に加入していること	保証対象側の条件			
3	日常的な金銭管理	本人又は家族や後見人が適切に行える状況であること	利用者側の条件			
4	緊急時（その他）の連絡先	保証内容（急変時・死亡時・行方不明時・滞納時・退去時）以外にどのような場合の連絡を求めているのか明らかであり、その際の対応を求めていること。	保証対象側の条件	○	○	○
5	生存中の退去時の本人身柄の引取り	本人が自身で行えるか、退去先の確保や手続を支援する人がいること。	利用者側の条件	○	○	○
6	入院時の手続き・準備	本人が自身で行えるか、手続や準備を支援する人がいること	利用者側の条件			
7	入院中の身の回りの支援	本人が自身で行えるか、手続や準備を支援する人がいること	利用者側の条件			
8	各種計画書等の同意	本人が行えること。 本人以外の同意が不要であること。	利用者側の条件 保証対象側の条件			
9	医療侵襲行為の同意	本人が行えること。 本人以外の同意が不要であること	利用者側の条件 保証対象側の条件			
10	身体拘束等が必要になった場合の同意	本人が行えること。 本人以外の同意が不要であること	利用者側の条件 保証対象側の条件			
11	亡くなった場合の遺体の引取り	引取者がいること又は生前契約していること（※）	利用者側の条件			
12	亡くなった場合の遺体の火葬・埋葬の手続き	手続を行う人がいること又は生前契約していること（※）	利用者側の条件			
13	亡くなった場合の返還金等の受領	相続人が明らかになっていること又は生前契約していること	利用者側の条件			

※は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」「墓地・埋葬等に関する法律」でも対応可能

「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」
利用契約書（賃貸住宅版）

保証対象契約の表示

契約の年月日	
契約期間	
契約の対象 物件の内容	名称及び所在地
	間取り及び面積
	賃主氏名及び住所
	借主及び同居人氏名及び住所
	賃料及び共益費
	敷金その他一時金
甲が指定する 社会福祉法人	名 称 所在地 連絡先 (担当者名)

(契約の締結)

第 1 条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」利用者（以下「乙」という。）は、下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して利用契約を締結する。

(契約期間及び更新)

- 第 2 条 本契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から 1 年間とする。
- 2 契約期間満了の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからでも、契約終了の申し出が無い場合は、本契約期間は、更に 1 年間延長するものとし、以降についても同様とする。
- 3 表示事項に変更があった場合は、本契約を変更しなければならない。

(保証の対象)

- 第 3 条 保証の対象は、下記に定める金額を極度額とする。
- (1)滞納した場合の家賃等（賃料及び共益費）3 か月分に相当する金額 〇〇〇〇〇円
- (2)残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計 100,000 円

- 2 前項第2号に係る費用については、敷金やそれに相当するお金が別途支払われている場合には、それを優先して支出するものである。

(利用料)

第4条 乙は、本契約にあたり、利用料として年額2万円を甲に納付するものとする。

- 2 前項の利用料について、一括で納付することが困難な場合は分割して納付できるものとし、契約締結日から1年以内に納付が完了するものとする。
- 3 納付された利用料は、契約解除や途中で退去した場合にあっても、これを返還しないものとする。

(契約の解除)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱第3条に定める対象者の要件を欠いたとき
- (2) 不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき
- (3) 乙が死亡したとき
- (4) 乙と甲が指定する本事業の実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は乙が行方不明となったとき
- (5) 前条に定める利用料の支払いがされないとき
- (6) 表示契約に係る物件に関して、乙と貸主が締結する「賃貸借契約」が解除されたとき
- (7) その他、甲が契約解除を適当と認めたとき
- 2 乙は、甲に契約解除の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(乙が死亡した際の残存動産の処分)

第6条 乙が死亡した際の残存動産処分について、乙は甲に委任するものとする。ただし、第3条に規定する範囲内とする。

- 2 乙が死亡した際、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。
- 3 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については乙の相続人に返還するものとする。

(乙が行方不明時の残存動産の処分)

第7条 乙が第5条第1項第4号に該当した場合、残存動産について乙は所有権を放棄し、甲が処分することに異議を述べない。

- 2 前項の場合、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。
- 3 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については乙又は乙の相続人に返還するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、第6条及び第7条に際して、物件の原状回復及び明け渡しに係る費用を、第3条に規定する範囲内で経費を負担するものである。

2 原状回復の内容及び方法については、乙と貸主が締結する「賃貸借契約」等により別に定めるところによるものとし、定めがない場合には、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

（立ち入り）

第9条 甲及び甲が指定する本事業の実施社会福祉法人は、物件の貸主の協力のもと当該物件に立ち入ることができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

（その他）

第10条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱によるものとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（特約事項）

第11条 第10条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

以上の契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

保証人（甲） 青森県青森市中央3丁目20番30号
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
会 長 ○○○ 印
電話017-723-1391

利用者（乙） 【住 所○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】
【氏 名○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 印】
【電 話○○○○-○○-○○○○】

「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」
債務保証契約書（賃貸住宅版）

保証対象契約の表示

契約の年月日	
契約期間	
契約の対象 物件の内容	名称及び所在地
	間取り及び面積
	賃主氏名及び住所
	借主及び同居人氏名及び住所
	賃料及び共益費
	敷金その他一時金
甲が指定する 社会福祉法人	名 称 所在地 連絡先 (担当者名)

(契約の締結)

第 1 条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、表示契約に記載の借主である「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」利用者（以下、「利用者」という。）と「賃貸借契約」を締結している貸主（以下「乙」という。）は、下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して債務保証契約を締結する。

(契約期間及び更新)

- 第 2 条 本契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から 1 年間とする。
- 2 契約期間満了の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからでも、契約終了の申し出が無い場合は、本契約期間は、更に 1 年間延長するものとし、以降についても同様とする。
- 3 表示事項に変更があった場合は、本契約を変更しなければならない。

(保証の対象)

- 第 3 条 保証の対象は、下記に定める金額を極度額とする。
- (1)滞納した場合の家賃等（賃料及び共益費） 3 か月分に相当する金額 〇〇〇〇〇円
- (2)残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計 100,000 円

- 2 前項第2号に係る費用については、敷金やそれに相当するお金が別途支払われている場合には、それを優先して支出するものである。

(貸主の通知義務)

第4条 乙は、本契約上の利用者が次の各号に該当する場合、甲に対しその旨を通知しなければならない。

- (1)利用者が支払うべき家賃等が、累計で2か月分滞納したとき
- (2)利用者が当該物件の賃貸借契約を解除したとき
- (3)利用者が死亡したとき
- (4)利用者と2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき

(契約の解除)

第5条 甲は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1)利用者が、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱第3条に定める対象者の要件を欠いたとき
- (2)不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき
- (3)利用者が死亡したとき
- (4)利用者と甲が指定する本事業の実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき
- (5)利用者が青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱第7条に定める利用料の支払いがされないとき
- (6)表示契約に係る物件に関して、乙と利用者が締結する「賃貸借契約」が解除されたとき
- (7)その他、甲が契約解除を適当と認めたとき

- 2 乙は、甲に契約解除の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(利用者が死亡した際の残存動産の処分)

第6条 利用者が死亡した際、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。

- 2 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者の相続人に返還するものとする。

(利用者が行方不明時の残存動産の処分)

第7条 利用者が第5条第1項第4号に該当した場合、残存動産について利用者は所有権を放棄し、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。

- 2 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者又は利用者の相続人に返還するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、第6条及び第7条に際して、物件の原状回復及び明け渡しに係る費用を、第3条に規定する範囲内で経費を負担するものである。

2 原状回復の内容及び方法については、乙と利用者が締結する「賃貸借契約」等により別に定めるところによるものとし、定めがない場合には、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

（立ち入り）

第9条 甲及び甲が指定する本事業の実施社会福祉法人は、乙の協力のもと当該物件に立ち入ることが出来るものとし、利用者はこれに協力するものとする。

（その他）

第10条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱によるものとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（特約事項）

第11条 第10条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

以上の契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

保証人（甲） 青森県青森市中央3丁目20番30号
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
会 長 ○○○ 印
電話017-723-1391

貸 主（乙） 【住 所○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】
【氏 名○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 印】
【電 話○○○○-○○-○○○○】

「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」
利用契約書（社会福祉施設版）

保証対象契約の表示

契約の年月日	
契約期間	
契約の対象 社会福祉施設 の内容	名称・施設種別及び所在地
	居室の間取り及び面積
	運営者氏名及び住所
	利用者氏名及び住所
	利用料等（福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費）
	その他（一時金）
甲が指定する 社会福祉法人	名 称 所在地 連絡先 (担当者名)

（契約の締結）

第 1 条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」利用者（以下「乙」という。）は、下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して利用契約を締結する。

（契約期間及び更新）

- 第 2 条 本契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から 1 年間とする。
- 2 契約期間満了の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからも、契約終了の申し出が無い場合は、本契約期間は、更に 1 年間延長するものとし、以降についても同様とする。
- 3 表示事項に変更があった場合は、本契約を変更しなければならない。

（保証の対象）

- 第 3 条 保証の対象は、下記に定める金額を極度額とする。
- (1) 滞納した場合の利用料等（福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費） 3 ヶ月分に相当する
金額 〇〇〇〇〇円
- (2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計 100,000 円

- 2 前項第2号に係る費用については、一時金やそれに相当するお金が別途支払われている場合には、それを優先して支出するものである。

(利用料)

第4条 乙は、本契約にあたり、利用料として年額2万円を甲に納付するものとする。

- 2 前項の利用料について、一括で納付することが困難な場合は分割して納付できるものとし、契約締結日から1年以内に納付が完了するものとする。
- 3 納付された利用料は、契約解除や途中で退去した場合にあっても、これを返還しないものとする。

(契約の解除)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱第3条に定める対象者の要件を欠いたとき
- (2) 不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき
- (3) 乙が死亡したとき
- (4) 乙と甲が指定する本事業の実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は乙が行方不明となったとき
- (5) 前条に定める利用料の支払いがされないとき
- (6) 表示契約に係る物件に関して、乙と運営者が締結する「利用契約」が解除されたとき
- (7) その他、甲が契約解除を適当と認めたとき
- 2 乙は、甲に契約解除の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(乙が死亡した際の残存動産の処分)

第6条 乙が死亡した際の残存動産処分について、乙は甲に委任するものとする。ただし、第3条に規定する範囲内とする。

- 2 乙が死亡した際、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。
- 3 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については乙の相続人に返還するものとする。

(乙が行方不明時の残存動産の処分)

第7条 乙が第5条第1項第4号に該当した場合、残存動産について乙は所有権を放棄し、甲が処分することに異議を述べない。

- 2 前項の場合、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。
- 3 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については乙又は乙の相続人に返還するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、第6条及び第7条に際して、物件の原状回復及び明け渡しに係る費用を、第3条に規定する範囲内で経費を負担するものである。

2 原状回復の内容及び方法については、乙と運営者が締結する「利用契約」等により別に定めるところによるものとし、定めがない場合には、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

（立ち入り）

第9条 甲及び甲が指定する本事業の実施社会福祉法人は、社会福祉施設の運営者の協力のもと当該社会福祉施設に立ち入ることができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

（その他）

第10条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱によるものとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（特約事項）

第11条 第10条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

以上の契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

保証人（甲） 青森県青森市中央3丁目20番30号
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
会 長 ○○○ 印
電話017-723-1391

利用者（乙） 【住 所○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】
【氏 名○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 印】
【電 話○○○○-○○-○○○○】

「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」
債務保証契約書（社会福祉施設版）

保証対象契約の表示

契約の年月日	
契約期間	
契約の対象 社会福祉施設 の内容	名称・施設種別及び所在地
	居室の間取り及び面積
	運営者氏名及び住所
	利用者氏名及び住所
	利用料等（福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費）
	その他（一時金）
甲が指定する 社会福祉法人	名 称 所在地 連絡先 (担当者名)

（契約の締結）

第 1 条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」利用者（以下「利用者」という。）が入居する社会福祉施設の運営者（以下「乙」という。）は、下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して債務保証契約を締結する。

（契約期間及び更新）

- 第 2 条 本契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から 1 年間とする。
- 2 契約期間満了の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからでも、契約終了の申し出が無い場合は、本契約期間は、更に 1 年間延長するものとし、以降についても同様とする。
- 3 表示事項に変更があった場合は、本契約を変更しなければならない。

（保証の対象）

- 第 3 条 保証の対象は、下記に定める金額を極度額とする。
- (1) 滞納した場合の利用料等（福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費） 3 か月分に相当する
金額 〇〇〇〇〇円
- (2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計 100,000 円

- 2 前項第2号に係る費用については、一時金やそれに相当するお金が別途支払われている場合には、それを優先して支出するものである。

(社会福祉施設の運営者の通知義務)

第4条 乙は、本契約上の利用者が次の各号に該当する場合、甲に対しその旨を通知しなければならない。

- (1)利用者が支払うべき利用料等が、累計で2か月分滞納したとき
- (2)利用者が当該社会福祉施設の利用契約を解除したとき
- (3)利用者が死亡したとき
- (4)利用者と2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき

(契約の解除)

第5条 甲は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1)利用者が、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱第3条に定める対象者の要件を欠いたとき
- (2)不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき
- (3)利用者が死亡したとき
- (4)利用者と甲が指定する本事業の実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき
- (5)利用者が青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱第7条に定める利用料の支払いがされないとき
- (6)表示契約に係る物件に関して、乙と利用者が締結する「利用契約」が解除されたとき
- (7)その他、甲が契約解除を適当と認めたとき

- 2 乙は、甲に契約解除の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(利用者が死亡した際の残存動産の処分)

第6条 利用者が死亡した際、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。

- 2 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者の相続人に返還するものとする。

(利用者が行方不明時の残存動産の処分)

第7条 利用者が第5条第1項第4号に該当した場合、残存動産について利用者は所有権を放棄し、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。

- 2 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者又は利用者の相続人に返還するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、第6条及び第7条に際して、物件の原状回復及び明け渡しに係る費用を、第3条に規定する範囲内で経費を負担するものである。

2 原状回復の内容及び方法については、乙と利用者が締結する「利用契約」等により別に定めるところによるものとし、定めがない場合には、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

（立ち入り）

第9条 甲及び甲が指定する本事業の実施社会福祉法人は、乙の協力のもと当該社会福祉施設に立ち入ることができるものとし、利用者はこれに協力するものとする。

（その他）

第10条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱によるものとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（特約事項）

第11条 第10条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

以上の契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

保証人（甲） 青森県青森市中央3丁目20番30号
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
会 長 ○○○ 印
電話017-723-1391

運営者（乙） 【住 所○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】
【法 人 名○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】
【代表者名○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 印】
【電 話○○○○-○○-○○○○○○】

「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」
利用契約書（病院版）

保証対象契約の表示

契約の年月日	
契約期間	～入院が終了するまで
契約の対象 病院の内容	名称・病院種別及び所在地
	運営者氏名及び住所
	利用者氏名及び住所
	入院経費（医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等）
	自己負担限度額（本人・世帯）
甲が指定する 社会福祉法人	名 称 所在地 連絡先 (担当者名)

（契約の締結）

第 1 条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」利用者（以下「乙」という。）は、下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して利用契約を締結する。

（契約期間及び変更）

第 2 条 本契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から入院が終了するまでとする。

2 表示事項に変更があった場合は、本契約を変更しなければならない。

（保証の対象）

第 3 条 保証の対象は、下記に定める金額を極度額とする。

(1)滞納した場合の入院経費（医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等）

〇〇〇〇〇円

(2)残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計 100,000 円

2 前項第 1 号に係る費用については、高額療養費又は高額介護合算療養費制度を利用するものとする。

(利用料)

第4条 乙は、本契約にあたり、利用料として年額2万円（又は5千円）を甲に納付するものとする。

2 前項の利用料について、一括で納付することが困難な場合は分割して納付できるものとし、契約締結日から1年以内に納付が完了するものとする。

3 納付された利用料は、契約解除や途中で退去した場合にあっても、これを返還しないものとする。

(契約の解除)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱第3条に定める対象者の要件を欠いたとき

(2) 不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき

(3) 乙が死亡したとき

(4) 乙と甲が指定する本事業の実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は乙が行方不明となったとき

(5) 前条に定める利用料の支払いがされないとき

(6) 乙の表示契約に係る病院の入院が終了したとき

(7) その他、甲が契約解除を適当と認めたとき

2 乙は、甲に契約解除の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(乙が死亡した際の残存動産の処分)

第6条 乙が死亡した際の残存動産処分について、乙は甲に委任するものとする。ただし、第3条に規定する範囲内とする。

2 乙が死亡した際、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。

3 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については乙の相続人に返還するものとする。

(乙が行方不明時の残存動産の処分)

第7条 乙が第5条第1項第4号に該当した場合、残存動産について乙は所有権を放棄し、甲が処分することに異議を述べない。

2 前項の場合、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。

3 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については乙又は乙の相続人に返還するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、第6条及び第7条に際して、物件の原状回復及び明け渡しに係る費用を、第3条に規定する範囲内で経費を負担するものである。

2 原状回復の内容及び方法については、乙と乙が入院する病院の運営者が取り交わす書類等により別に定めるところによるものとし、定めがない場合には、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

（立ち入り）

第9条 甲及び甲が指定する本事業の実施社会福祉法人は、乙が入院する病院の運営者の協力のもと当該病院に立ち入ることができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

（その他）

第10条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱によるものとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（特約事項）

第11条 第10条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

以上の契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

保証人（甲） 青森県青森市中央3丁目20番30号
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
会 長 ○○○ ㊟
電話017-723-1391

利用者（乙） 【住 所○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】
【氏 名○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ㊟ 】
【電 話○○○○-○○-○○○○】

**「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」
債務保証契約書（病院）**

保証対象契約の表示

契約の年月日	
契約期間	～入院が終了するまで
契約の対象 病院の内容	名称・病院種別及び所在地
	運営者氏名及び住所
	利用者氏名及び住所
	入院経費（医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等）
	自己負担限度額（本人・世帯）
甲が指定する 社会福祉法人	名 称 所在地 連絡先 （担当者名

（契約の締結）

第 1 条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」利用者（以下「利用者」という。）が入院する病院の運営者（以下「乙」という。）は、下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して債務保証契約を締結する。

（契約期間及び変更）

第 2 条 本契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から入院が終了するまでとする。

2 表示事項に変更があった場合は、本契約を変更しなければならない。

（保証の対象）

第 3 条 保証の対象は、下記に定める金額を極度額とする。

(1) 滞納した場合の入院経費（医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等）

〇〇〇〇〇円

(2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計 100,000 円

2 前項第 1 号に係る費用については、高額療養費又は高額介護合算療養費制度を利用するものとする。

(病院の運営者の通知義務)

第4条 乙は、本契約上の利用者が次の各号に該当する場合、甲に対しその旨を通知しなければならない。

- (1)利用者が支払うべき入院経費等が、累計で2か月分滞納したとき
- (2)利用者が乙の病院の入院を終了したとき
- (3)利用者が死亡したとき
- (4)利用者と2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき

(契約の解除)

第5条 甲は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1)利用者が、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱第3条に定める対象者の要件を欠いたとき
- (2)不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき
- (3)利用者が死亡したとき
- (4)利用者と甲が指定する本事業の実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき
- (5)利用者が青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱第7条に定める利用料の支払いがされないとき
- (6)利用者が乙の病院の入院が終了したとき
- (7)その他、甲が契約解除を適当と認めたとき

2 乙は、甲に契約解除の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(利用者が死亡した際の残存動産の処分)

第6条 利用者が死亡した際、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。

2 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者の相続人に返還するものとする。

(利用者が行方不明時の残存動産の処分)

第7条 利用者が第5条第1項第4号に該当した場合、残存動産について利用者は所有権を放棄し、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。

2 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者又は利用者の相続人に返還するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、第6条及び第7条に際して、原状回復及び明け渡しに係る費用を、第3条に規定する範囲内で経費を負担するものである。

2 原状回復の内容及び方法については、乙と乙が入院する病院の運営者が取り交わす書類等により別に定めるところによるものとし、定めがない場合には、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」(平成23年8月再改定版)の内容を基準とする。

(立ち入り)

第9条 甲及び甲が指定する本事業の実施社会福祉法人は、乙の協力のもと利用者が入院する居室等に立ち入ることができるものとし、利用者はこれに協力するものとする。

(その他)

第10条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱によるものとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約事項)

第11条 第10条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

以上の契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

保証人（甲） 青森県青森市中央3丁目20番30号
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
会 長 ○○○ 印
電話017-723-1391

運営者（乙） 【住 所○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】
【法 人 名○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】
【代表者名○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 印】
【電 話○○○○-○○-○○○○○○】